

議案第 27 号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の 4 第 2 項、第73条の 2 及び第73条の 3 第 1 項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。